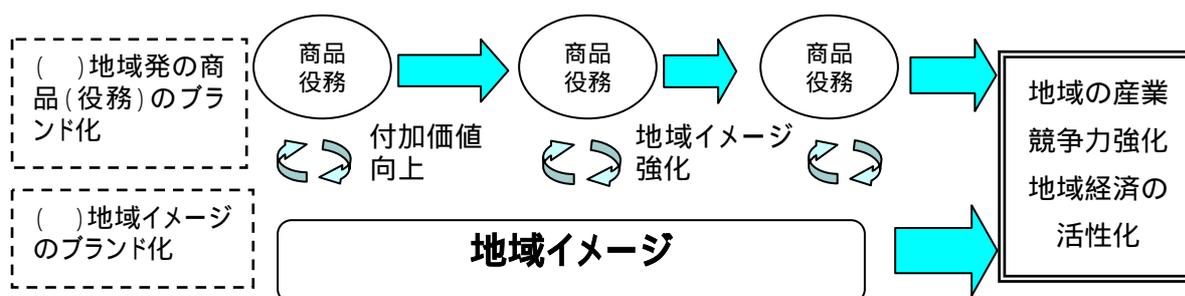


第1部 地域団体商標制度の概要

1. 目的

地域ブランドをより適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的とするものです。



背景

近年、地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランドを用いて、当該地域と何らかの（自然的、歴史的、風土的、文化的、社会的等）関連性を有する特定の商品の生産又は役務の提供を行う取組み（地域ブランド化）が全国的に盛んになっており、こうした取組みを支援する地方公共団体等の動きも活発化するなど、地域ブランドに対する期待が急速に高まっています。

このような取組みは、一定の地域内において、特定の商品の生産又は役務の提供に携わる者が協力し、これらの商品又は役務について、地域の名称を付した共通のブランド（地域ブランド）を用いて生産等を行うものであり、地域ごとの独自の創意工夫をもとに需要者の認知を高め、商品又は役務の内容の高度化と差別化を図り、付加価値を高めていこうとするものです。

地域ブランドを商品又は役務に付すことは、それら商品又は役務の付加価値の源泉がその地域性にあることや、その地域産の商品又は役務が他の地域産の商品又は役務と差別化が図られたものであることをより効果的に需要者に発信しようとするものです。このような地域ブランド化に向けた取組みは、商品又は役務の付加価値向上を通じて地域産業の競争力強化につながるだけでなく、地域イメージのブランド化を通じて更に地域ブランドの価値を上げるといった好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むことにもなり、地域経済の持続的な活性化につながるものです。

2. 現行制度

一般に使用されている地域ブランドには、「地域の名称」と「商品（役務）の名称」を組み合わせた商標が多く用いられていますが、このような商標を商標登録しようとしても、識別力¹を有しない、特定の者の独占に馴染まないといった理由により、原則として、商標登録を受けることはできません（第3条第1項第3号、同項第6号）。

（1）現行制度で商標登録可能な商標

現行商標法上、「地域の名称」と「商品（役務）の名称」のみからなる商標が商標登録を受けることができるのは、当該商標が使用された結果、全国的な知名度を獲得したことにより、特定の事業者の商品（役務）であることを識別できるようになった場合、又は、識別力のある図形や文字と組み合わせられた場合、に限られます。

（ の例）

夕張  西陣 織

（ の例）

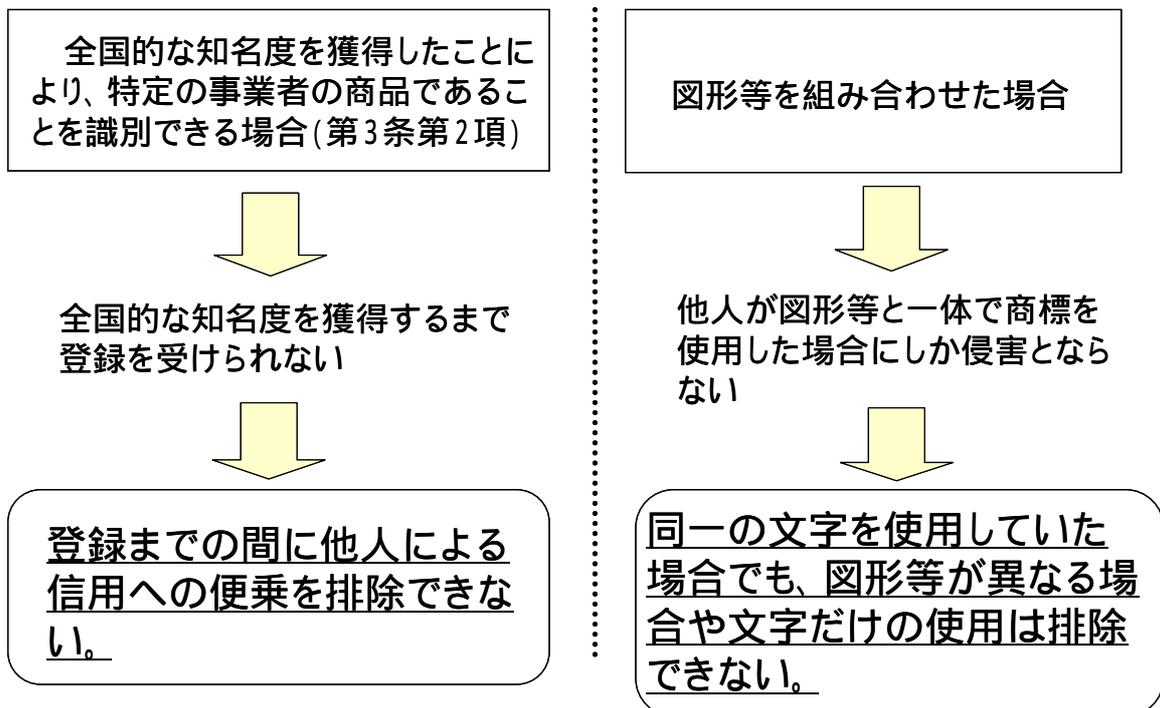


¹ 「識別力」とは、商標が登録されるための条件（登録要件）の一つであり、同種の商品（役務）について自己の取り扱う商品（役務）と他人の取り扱う商品（役務）とを区別できる力をいいます。

(2) 現行制度の問題点

- a. 「地域の名称」と「商品（役務）の名称」のみからなる商標が、全国的な範囲の需要者との関係で識別力を発揮するためには、通常、多額の投資及び長期の営業努力が必要となるため、全国的な知名度を獲得し、文字商標として商標登録されるまでの間は、第三者の便乗使用を排除することができません。
- b. 「地域の名称」と「商品（役務）の名称」に識別力のある図形や文字を組み合わせてなる商標の商標権の効力は、他人が当該図形等の部分を意図的に別の図形等に変えて地域ブランドを使用する場合や、単に文字のみで当該地域ブランドを便乗使用する場合には及びません。

現行制度の問題点



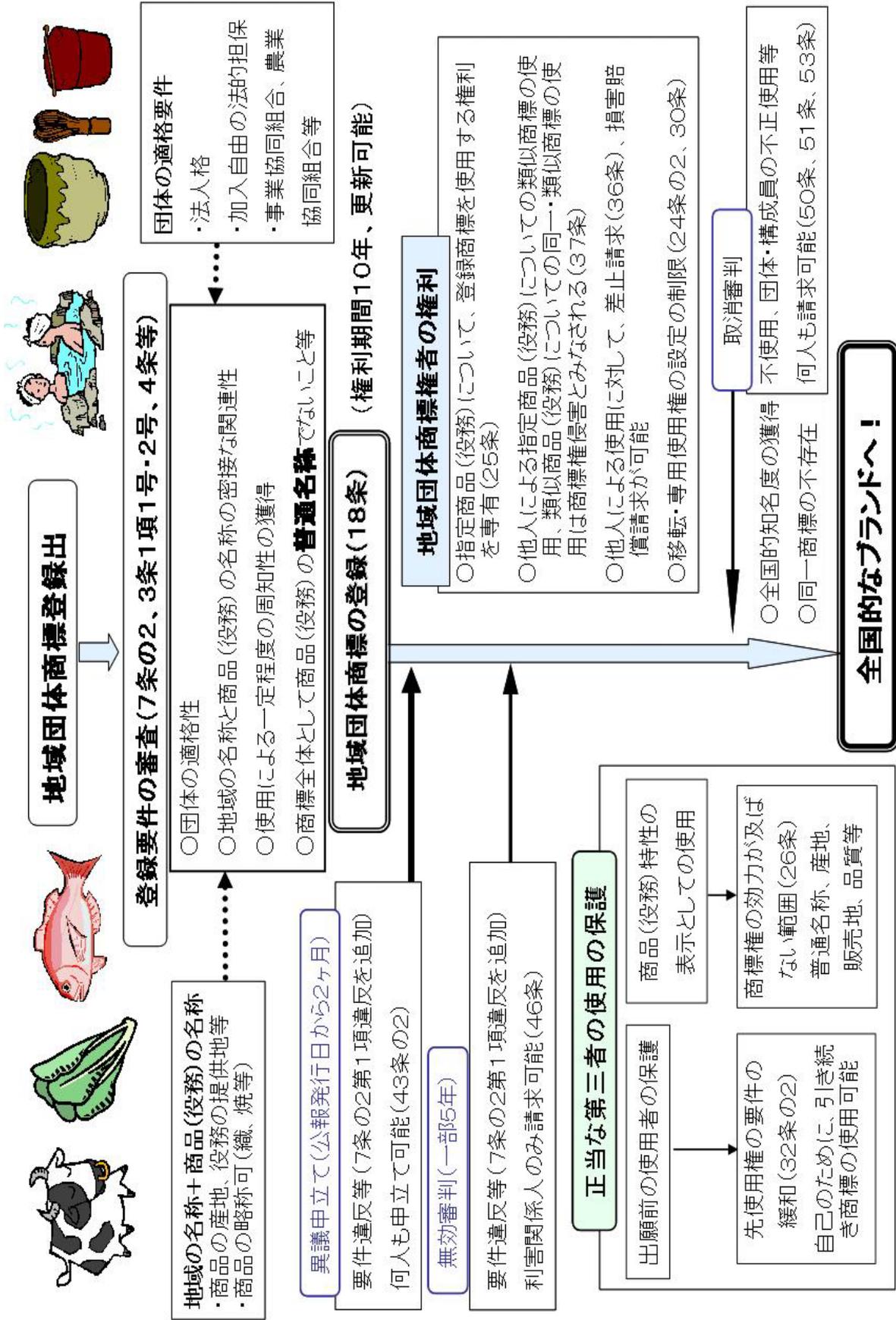
3 . 新制度の概要

「地域の名称」と「商品（役務）の名称」のみ等からなる商標について、その商標が使用された結果、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合、農業協同組合等が地域団体商標として商標登録を受けることができます。

制度の概略

- a . 商標登録を受けることができる者は、事業協同組合、農業協同組合等の特別の法律により設立された組合（法人）であり、その法律において、構成員資格者の加入の自由が担保されていることが必要です。
- b . 商標登録を受けることができる地域団体商標は、商標が使用されたことにより、全国的に広く知られているとまではいえなくても、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度に広く知られていることが必要です。
- c . 地域団体商標が商標登録された後に、登録要件²を満たさなくなった場合には商標登録の無効審判の対象となります。
- d . 商品の品質の誤認を生じさせるような不適切な方法で登録商標を使用した場合には、商標登録の取消審判の対象となります。
- e . 地域団体商標の商標登録出願前から、不正競争の目的なく地域団体商標と同一又は類似の商標を使用している第三者は、その商標を継続して使用することができます。

² 登録要件とは、商標の登録を受けるための条件をいいます。



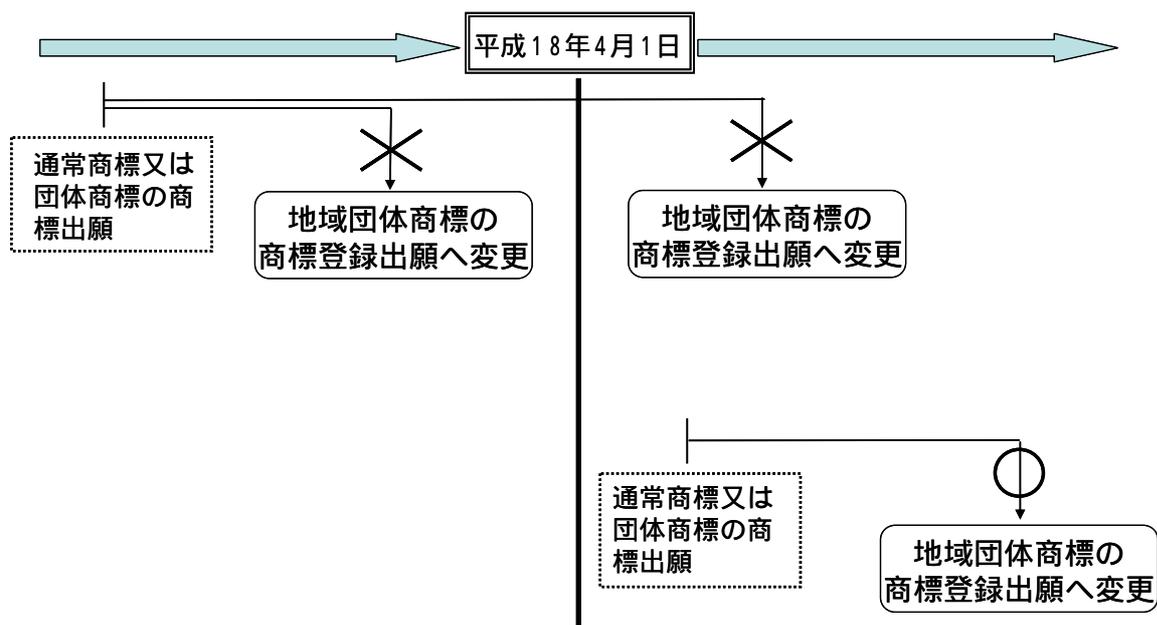
平成18年4月1日から施行

平成18年4月1日から地域団体商標の商標登録出願が可能となります。

経過措置（改正法施行前の出願に係る出願の変更の制限）

平成18年4月1日の施行前に地域団体商標に係る商標登録出願をすることはできないことから、改正法施行前の通常商標又は団体商標の商標登録出願を改正法施行前又は改正法施行後に地域団体商標の商標登録出願に変更することは認められません。

改正法施行後の通常商標又は団体商標の商標登録出願については、地域団体商標の商標登録出願に変更することが可能です。



第2部 地域団体商標制度の運用基準

地域団体商標の商標登録を受けるためには、地域団体商標の商標登録出願が所定の登録要件（第15条）を具備することが必要です。

以下、主要な登録要件を1.と2.に分けて説明します。

1. 第7条の2の登録要件の審査

- (1) 出願人が主体要件³を満たしていること
(第7条の2第1項柱書)
- (2) 出願人の構成員に使用をさせる商標であること
(第7条の2第1項柱書)
- (3) 商標が使用された結果、周知となっていること
(第7条の2第1項柱書)
- (4) 商標が地域の名称及び商品(役務)の名称等の文字のみからなること
(第7条の2第1項各号)
- (5) 商標中の地域の名称が商品(役務)と密接な関連性を有すること
(第7条の2第2項)

2. その他の登録要件の審査

- (1) 商標全体として商品(役務)の普通名称又は慣用商標でないこと
(第3条第1項第1号、同項第2号)
- (2) 他人の登録商標と同一又は類似の商標でないこと
(第4条第1項第11号)
- (3) 商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがある商標でないこと(第4条第1項第16号)
- (4) 他人の周知商標と同一又は類似の商標でないこと
(第4条第1項第10号)
- (5) 種苗法の品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標でないこと
(第4条第1項第14号)
- (6) 他人の業務と出所の混同を生ずるおそれがある商標でないこと
(第4条第1項第15号)

³ 主体要件とは、商標の保護を受けられる者の条件をいいます。

1 . 第7条の2の登録要件の審査

1 .(1) 出願人が主体要件を満たしていること(第7条の2第1項柱書)

- ポイント1 : 出願人は、事業協同組合などの適格な団体であること
ポイント2 : 構成員の資格を有する者の加入の自由が担保されている団体であること
ポイント3 : 出願人が複数の場合、出願人全員が主体要件を満たしていること
ポイント4 : 出願時に組合等であることを証明する書面の提出が必要

1 .(1) ポイント1 : 出願人は、事業協同組合などの適格な団体であること

- a . 出願人は、法人格を有する事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であることが必要です。

第7条の2第1項柱書中の「事業協同組合」とは中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合をいいます。

第7条の2第1項柱書中の「その他の特別の法律により設立された組合」とは、農業協同組合法により設立された農業協同組合、水産業協同組合法により設立された漁業協同組合等をいいます。

b . [審査基準]

第7 第7条の2(地域団体商標) 一、第7条の2第1項柱書(抜粋)

- 1 . 出願人が、本項柱書にいう「組合等」に該当するかどうかは、次のような項目に基づいて判断するものとする。
- (1) 出願人が「組合等」に該当する法人として登記されていること

1.(1)ポイント2：構成員の資格を有する者の加入の自由が担保されている 団体であること

a. 組合の設立根拠法に構成員たる資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨が規定されていることが必要です。

以下に、事業協同組合と農業協同組合の根拠条文を示します。

なお、中小企業等協同組合法第14条には条文見出し「加入の自由」があり、農業協同組合法第20条には条文見出しはありませんが、このような見出しの有無にかかわらず、条文の内容から、加入の自由が担保されているかどうかを判断します。

b. 参考条文

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）

（加入の自由）

第14条

組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）

第20条

組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

c. [審査基準]

第7 第7条の2（地域団体商標） 一、第7条の2第1項柱書（抜粋）

1. 出願人が、本項柱書にいう「組合等」に該当するかどうかは、次のような項目に基づいて判断するものとする。

(2) 「組合等」の設立根拠法において、不当に構成員たる資格を有する者の加入を制限してはならない旨の規定が定められていること

1.(1)ポイント3：出願人が複数の場合、出願人全員が主体要件を満たしていること

a．複数の団体が共同して地域団体商標登録出願をする場合、その複数の団体各々が、主体要件を備えている必要があります。

b．具体的手続

次に述べる1.(1)ポイント4で説明する証明書を、共同出願している各々の団体ごとに提出する必要があります。

また、単独の団体で地域団体商標登録出願をした後で、共同出願となった場合や、共同出願人に変更があった場合も変更後の団体は上述の証明書を提出する必要があります。

1.(1)ポイント4：出願時に組合等であることを証明する書面の提出が必要

a. 地域団体商標登録出願時に、第7条の2第1項の「組合等であることを証明する書面」として、組合等の登記事項証明書、加入の自由を示した設立根拠法の写しを提出しなければなりません(第7条の2第4項)。

なお、共同出願の場合は出願人全員について書面の提出が必要となります。

当該書面の提出がない場合には、出願が却下されることとなります。

b. 「設立根拠法の写し」提出の省略

願書に設立根拠法の該当する条文その他必要な事項を記載することで、上記の「設立根拠法の写し」の提出に代えることができます(商標法施行規則第2条様式第3の2備考2)。

注) この規則は改正作業中であり内容に変更があり得ます。

1.(1)[補足] 商標登録を受けることができない者

第7条の2第1項の主体要件から、個人、地方自治体、社団法人、財団法人、株式会社、NPO法人及び商工会議所等は、地域団体商標の商標登録を受けることができません。

これらの者は、地域団体商標の主体(権利者)となれませんが、地域団体商標の権利者から通常使用权の許諾を得て、地域団体商標の使用をすることができます(第31条)。また、団体の構成員となることができれば、その構成員としての資格で地域団体商標の使用をすることができます(第31条の2)。

1.(2) 出願人の構成員に使用をさせる商標であること(第7条の2第1項柱書)

ポイント1: 構成員に使用をさせる商標

ポイント2: 団体自らが使用しその構成員の使用が推定される商標

1.(2) ポイント1: 構成員に使用をさせる商標

a. 地域団体商標は、事業者を構成員に有する団体がその構成員に使用をさせる商標であり、商品(役務)の出所が当該団体の構成員であることを明らかにするものです。

そのため、地域団体商標として登録される商標は、団体がその構成員に使用をさせる商標であることが必要となります。

b. [審査基準]

第7 第7条の2(地域団体商標) 一、第7条の2第1項柱書(抜粋)

2. 地域団体商標の商標登録を受けようとする商標が、団体によって使用されており、その構成員に使用させないことを前提とする場合は、本項柱書の規定により登録を受けることができないものとする。
ただし、団体が自らその商標を使用している場合であっても、その構成員に使用させることが推定される場合は、この限りでない。

c. 明らかに地域団体商標を構成員に使用させることを目的としていない団体は、地域団体商標の登録を受けることができません。

構成員に使用させるものとは認められない具体例

「消費生活協同組合」は、その設立根拠法からその構成員に商標を使用させることを前提とする団体ではないからです。

消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)

(組合基準)

第2条

消費生活協同組合は、この法律に別段の定のある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。

二 組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。

1.(2)ポイント2：団体自らが使用しその構成員の使用が推定される商標

a．地域団体商標を出願人自らが使用をする商標でも、その構成員に使用させることが推定されるような場合には、地域団体商標の登録を受けることができます。

b．構成員に使用させるものと推定される例

地域団体商標として「東京牛」を使用する農業協同組合が、その構成員に肉牛を肥育させて、各構成員から出荷される肉牛にその組合として「東京牛」の商標を使用している場合

このような場合、構成員が肥育した肉牛を組合を通じて出荷しているにすぎず、これまで構成員自体に商標の使用行為があるかどうかは明確ではなかったものの、各構成員に対する商標の使用を禁止する等の事実が明らかな場合を除き、構成員に使用をさせる商標に該当するものと推定して取り扱うこととします。



地域団体商標として「東京海苔」を使用する漁業協同組合の構成員には、「魚」を捕ることを専門にする構成員と、海苔を養殖することを専門にする構成員がいる場合

このような場合、海苔を生産している構成員は、組合の一部の構成員ですが、この場合でも、構成員に使用をさせる商標に該当するものと推定して取り扱うこととします。

1.(3) 商標が使用された結果、周知となっていること(第7条の2第1項柱書)

ポイント1：需要者の間に広く認識されていること

ポイント2：使用されている商標及び商品(役務)と出願された商標及び指定商品(役務)の同一性

ポイント3：周知性の判断時期は査定時

1.(3) ポイント1：需要者の間に広く認識されていること

a. 需要者の広がりについては、商品(役務)の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情によりますが、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることが必要です。

b. [審査基準]

第7 第7条の2(地域団体商標) 一、第7条の2第1項柱書(抜粋)

4.(1) 本項柱書にいう「需要者の間に広く認識されている」とは、商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情によるが、全国的な需要者の間に認識されるには至っていなくとも、一定範囲の需要者、例えば、隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認識されていることを必要とする。

(2) 本項柱書の規定に関する周知性の立証方法及び判断については、この基準第2(第3条第2項)の3.を準用する。

第2 第3条第2項(使用による識別性)(抜粋)

3.(1) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかは、例えば、次のような事実を総合勘案して判断するものとする。

具体的には、商標の使用状況に関する事実を量的に把握し、それによってその商標の需要者の認識の程度を推定し、その大小ないし高低等により識別力の有無を判断するものとする。

実際に使用している商標並びに商品又は役務
使用開始時期、使用期間、使用地域
生産、証明若しくは譲渡の数量又は営業の規模（店舗数、営業地域、売上高等）
広告宣伝の方法、回数及び内容
一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等における記事掲載の回数及び内容
需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果

(2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるものとする。

広告宣伝が掲載された印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）

仕切伝票、納入伝票、注文伝票、請求書、領収書又は商業帳簿

商標が使用されていることを明示する写真

広告業者、放送業者、出版業者又は印刷業者の証明書

同業者、取引先、需要者等の証明書

公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書

一般紙、業界紙、雑誌又はインターネット等の記事

需要者を対象とした商標の認識度調査（アンケート）の結果報告書

ただし、需要者の認識度調査（アンケート）は、実施者、実施方法、対象者等その客観性について十分に考慮するものとする。

(3) 商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかについては、出願人以外（団体商標の商標登録出願の場合は「出願人又はその構成員以外」とする。）の者による使用の有無及びその使用の状況を確認の上、判断するものとする。

(4) 団体商標が使用により識別力を有するに至ったかどうかの判断については、特に、その構成員の使用に関する(1)の事実を勘案するものとする。

なお、各構成員の(2)に関する書類を証拠方法とするときは、その者が構成員であることを証する書類を要するものとする。

1.(3)ポイント2：使用されている商標及び商品（役務）と出願された商標及び指定商品（役務）の同一性

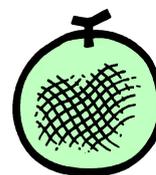
a．使用されている商標と出願された商標の同一性の判断

両商標が同一であることが必要となります。

ただし、使用の態様が縦書きである商標を横書きとする等は、同一の商標とします。

商標の同一性の具体例

使用している商標が「東京メロン」、「東京メロン」、「東京メロン」（縦書き）であって、地域団体商標として出願された商標が「東京メロン」あるいは標準文字（第5条第3項）で表された場合には、同一性があるものと判断します。



b．使用されている商品（役務）と出願された指定商品（役務）の同一性の判断

原則として両商品（役務）が同一であることが必要です。

指定商品（役務）は、使用により周知性を獲得した商品（役務）と原則同一であることが必要なことから、周知性の有無は個別の指定商品（役務）ごとに判断されます。

商品の同一性の具体例

） 地域団体商標「東京野菜」で使用している商品が「なす」のみであれば、指定商品を「東京都で生産されたなす」とすれば同一のものと認められます。

一方、指定商品を包括的な表示である「野菜」とすることは、「なす」以外の商品についてまで周知性が認められないことから、拒絶の対象となります。

この場合は、補正により指定商品を「東京都で生産されたなす」とすることにより、登録を受けることができます。

） 指定商品の記載について後述の2.(3)(38~42 ページ)も参照して下さい。



c .[審査基準]

第7 第7条の2（地域団体商標） 一、第7条の2第1項柱書（抜粋）

3 . 本項柱書を適用して登録が認められるのは、出願に係る商標及び指定商品又は指定役務と、使用に係る商標及び商品又は役務とが同一の場合のみとする。

なお、商標の同一性の判断については、この基準第2（第3条第2項）の2 .(2) 及び(3) を準用する。

6 . 地域団体商標に係る指定商品又は指定役務の記載については、この基準第3の十四（第4条第1項第16号）を参照することとする。

1.(3)ポイント3：周知性の判断時期は査定時

周知性の有無の判断時期は査定時です。

したがって、周知性が認められないとして拒絶の理由が通知された場合、周知性を立証する資料を新たに（既に提出している場合は、追加）提出することにより拒絶理由を解消できる場合もあります。

また、周知性が認められないとされた指定商品（役務）を削除し、周知性が認められた商品（役務）にすることにより、地域団体商標の登録を受けることもできます。

1.(4) 商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなること
（第7条の2第1項各号）

ポイント1：地域の名称

ポイント2：商品又は役務の普通名称

ポイント3：商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称

ポイント4：商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字
として慣用されている文字

ポイント5：普通に用いられる方法で表示する文字のみで表した商標

1.(4) ポイント1：地域の名称

a. 地域の名称

「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等の地理的名称が含まれます。

商標中の地域の名称が、商品の産地又は役務の提供地等、商標の使用をしている商品（役務）と密接な関連性が認められないため、第7条の2第2項にいう「地域の名称」に該当せず、結果として、商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなるものと認められない場合は、登録を受けることはできません（第7条の2第1項柱書）。

b. 「地域の名称」の具体例

「北海道」、「琉球」、「天竜川」、「伊勢湾」等です。

c. [審査基準]

第7 第7条の2（地域団体商標） 二、第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号（抜粋）

1. 本項各号にいう「地域の名称」には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等も含まれるものとする。

第7 第7条の2（地域団体商標） 一、第7条の2第1項柱書（抜粋）

5. 出願に係る商標の構成中の地域の名称が本条第2項に規定する「地域の名称」に該当しないために本条第1項各号のいずれにも該当しない場合には、本項柱書の規定により登録を受けることができないものとする。

1.(4) ポイント2：商品又は役務の普通名称

a. 「普通名称」とは、その名称が特定の業務を営む者から流出した商品又は特定の業務を営む者から提供された役務を指称するのではなく、取引界において、その商品又は役務の一般的な名称であると認識されるに至っているものをいいます。

商品又は役務の略称、俗称等も、普通名称に含まれます。

b. 指定商品（役務）との関係で判断します。

普通名称に該当するかどうかは、使用される商品（役務）との関係で判断されます。

「普通名称」の具体例

：商品「さつまいも」について、商標中の商品の名称「さつまいも」

：商品「りんご」について、商標中の商品の名称「リンゴ」

c. [審査基準]

第7 第7条の2（地域団体商標） 二、第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号（抜粋）

2. 本項第1号及び第3号にいう「普通名称」の判断については、この基準第1三、第3条第1項第1号の1.及び2.を準用する。

第1 第3条第1項 三、第3条第1項第1号（商品又は役務の普通名称）（抜粋）

1. 本号でいう「普通名称」とは、その名称が特定の業務を営む者から流出した商品又は特定の業務を営む者から提供された役務を指称するのではなく、取引界において、その商品又は役務の一般的な名称であると認識されるに至っているものをいう。

（例） 商品「時計」について、「時計」の商標
役務「美容」について、「美容」の商標

2. 商品又は役務の普通名称には、原則として、その商品又は役務の略称、俗称等も含まれるものとする。

（例） 略称……「アルミ」（アルミニウム）
「パソコン」（パーソナルコンピュータ）
「損保」（損害保険の引受け）

「空輸」(航空機による輸送)

俗称……「波の花」(塩)

「おてもと」(箸)

「一六銀行」(質屋による資金の貸付け)

「呼屋」(演芸の興行の企画又は運営)

1.(4)ポイント3：商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称

a.「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」(慣用名称)とは、商品又は役務の普通名称とはいえないが、商品又は役務を示す名称として需要者の間で慣用されている名称をいいます。

b.[審査基準]

第7 第7条の2(地域団体商標) 二、第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号(抜粋)

3.(1) 第2号にいう「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」には、例えば、次のようなものが該当する。

商品「織物」「和服(長着)」「帯」について、「織」「紬」の名称

商品「茶碗」「湯飲み」について、「焼」の名称

商品「漆器製の食器類」について、「塗」の名称

商品「盆」について、「彫」の名称

商品「かご」「行李(こうり)」について、「細工」の名称

商品「豚肉」について、「豚」の名称

役務「入浴施設の提供」「宿泊施設の提供」について、「温泉」の名称

役務「梨狩り園の提供」について、「梨狩り」の名称

(2) 商品又は役務の特質を表示する文字と普通名称からなるものであって、需要者に全体として特定の商品又は役務を表示するものとして使用され、認識されている名称は、前記3.(1)にいう「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」に含まれるものとする。

(例)

「天然あゆ」「完熟トマト」

1.(4)ポイント4：商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字

a.「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字」には、例えば、「本場」、「特産」、「名産」などの文字が該当します。

b.[審査基準]

第7条の2(地域団体商標) 二、第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号(抜粋)

4.(1) 第3号にいう「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字」には、例えば、次のようなものが該当する。

産地に付される文字の例

「本場」「特産」「名産」

提供の場所に付される文字の例

「本場」

(2) 次に掲げる文字のように、商品又は役務について慣用されているものであっても、商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付されるものとは認められないものは、本号には該当しない。

(例) 「特選」「元祖」「本家」

「特級」「高級」

1.(4)ポイント5：普通に用いられる方法で表示する文字のみで表した商標

a.「普通に用いられる方法で表示する文字」には、その書体や全体の構成等が特殊な態様のものは該当しません。

ただし、特殊な態様かどうかについては当該商品又は当該役務の取引の実情を考慮して判断します。

また、商品(役務)の普通名称をローマ字又は仮名文字で表示するものは、「普通に用いられる方法で表示する」ものに該当します。

b.(再掲)[審査基準]

第7 第7条の2(地域団体商標) 二、第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号(抜粋)

2. 本項第1号及び第3号にいう「普通名称」の判断については、この基準第1三、第3条第1項第1号の1.及び2.を準用する。

第1 第3条第1項 三、第3条第1項第1号(商品又は役務の普通名称)(抜粋)

3.「普通に用いられる方法で表示する標章」には、その書体や全体の構成等が特殊な態様のものは、該当しない。

ただし、この場合については、当該商品又は当該役務の取引の実情を十分に考慮するものとする。

4.商品又は役務の普通名称をローマ字又は仮名文字で表示するものは、「普通に用いられる方法で表示する」ものに該当するものとする。

1.(4).[参考1] 地域団体商標の対象となるもの(3類型)

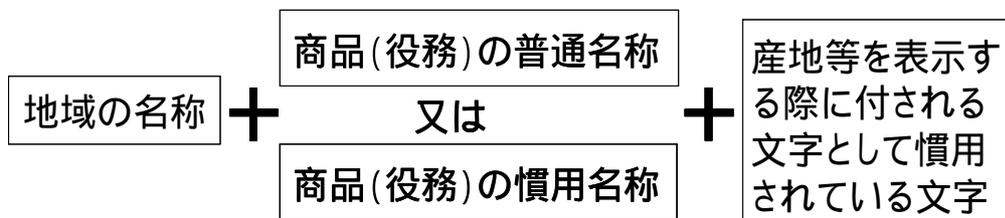
類型1 (第7条の2第1項第1号) 例) りんご、みかん



類型2 (第7条の2第1項第2号) 例) 焼、織



類型3 (第7条の2第1項第3号) 例) 本場 織



1.(4).[参考2] 地域団体商標の対象とならないもの

[審査基準]

第7 第7条の2(地域団体商標) 二、第7条の2第1項第1号、第2号及び第3号(抜粋)

5. 例えば、次のような商標は、第1号から第3号のいずれにも該当しないものとする。

「地域の名称」のみからなるもの、又は「地域の名称」が含まれないもの

「商品又は役務の普通名称」のみからなるもの、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のみからなるもの

「商品又は役務の普通名称」、又は「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」のいずれも含まないもの

第1号から第3号に規定された文字以外の文字(例えば、上記4.(2)に該当するもの)、記号又は図形を含むもの

識別力が認められる程度に図案化された文字からなるもの

**1.(5) 商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有すること
（第7条の2第2項）**

ポイント1：地域の名称が出願前から商標の使用をしている商品（役務）と密接な関連性を有すること

ポイント2：商品の産地

ポイント3：役務の提供の場所

ポイント4：商品の産地等に準ずる程度に密接な関連性を有する地域

ポイント5：出願時に地域の名称を含むものであることを証明する書類の提出が必要

1.(5) ポイント1：地域の名称が出願前から商標の使用をしている商品（役務）と密接な関連性を有すること

a. 地域の名称は、出願人である団体又はその構成員が商標登録出願前から出願に係る商標を使用していた商品（役務）と密接な関連性を有するものでなければなりません。

b. [審査基準]

第7 第7条の2（地域団体商標） 三、第7条の2第2項（抜粋）

1. 本項の規定の適用に際しては、本条第4項の規定により提出された「出願に係る商標が本項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」により、商品又は役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情を勘案して、商標中にその地域の名称を用いることが相当と認められるか否かを判断するものとする。

1.(5) ポイント2：商品の産地

a. 「地域の名称」と商品との関連性については、一般的には商品の産地である場合が多いと考えられます。

b. 「審査基準」

第7 第7条の2（地域団体商標） 三、第7条の2第2項（抜粋）

2. 本項にいう「商品の産地」とは、例えば、次のような地域をいうものとする。

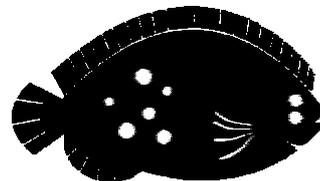
(1) 農産物については、当該商品が生産された地域

(2) 海産物については、当該商品が水揚げ又は漁獲された地域

(3) 工芸品については、当該商品の主要な生産工程が行われた地域

c. 具体的取扱例

「かれい」が東京港で水揚げされていることを記載している新聞、雑誌、あるいは書籍等を密接な関連性を証明する書類として提出した場合には、東京港で水揚げされている「かれい」と地域の名称である「東京」との密接な関連性が証明されているとして、「東京」を地域団体商標「東京かれい」中の地域の名称（商品の産地）として認めます。



1.(5)ポイント3：役務の提供の場所

a.「地域の名称」と役務との関連性については、一般的には役務の提供の場所である場合が多いと考えられます。

b.[審査基準]

第7 第7条の2（地域団体商標） 三、第7条の2第2項（抜粋）

3.本項にいう「役務の提供の場所」とは、例えば、次のような地域をいうものとする。

(1) 温泉における入浴施設の提供については、温泉が存在する地域

1.(5) ポイント4：商品の産地等に準ずる程度に密接な関連性を有する地域

a. 地域団体商標中に「地域の名称」を使用する理由は様々であることから、商品の産地又は役務の提供の場所の名称である場合に限らず、これらに準ずる程度に商品又は役務と密接な関連性を有している「地域の名称」である場合も認めます（地域の名称の略称も認めます）。

b. [審査基準]

第7 第7条の2（地域団体商標） 三、第7条の2第2項（抜粋）

4. 本項にいう「これらに準ずる程度に当該商品若しくは当該役務と密接な関連性を有すると認められる地域」とは、例えば、次のようなものが該当する。

(1) 原材料の産地が重要性を有する加工品について

原材料の産地が重要性を有する加工品については、その加工品の主要原材料が生産等された地域が本項に該当し、例えば、次のようなものがある。

「そばのめん」について、原材料「そばの実」の産地

「硯」について、原材料「石」の産地

(2) 製法の由来地が重要性を有する工芸品について

製法の由来地が重要性を有する工芸品については、当該商品の重要な製法が発祥し由来することとなった地域が本項に該当し、例えば、次のようなものがある。

「織物」について、伝統的製法の由来地

1.(5)ポイント5：出願時に地域の名称を含むものであることを証明する書類の提出が必要

a. 地域団体商標登録出願時に、第7条の2第2項の「地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」の提出が必要です(第7条の2第4項)。

実際に団体や構成員がどのような商品(役務)の出願に係る商標を使用しており、その商品(役務)が商標中の地域の名称とどのような関連性を有しているかについては、出願人からの書類の提出がない限り判断できないことから、書類の提出を求めることにしたものです。当該書類の提出がない場合には、出願が却下されることとなります。

なお、共同出願の場合は出願人全員について書類の提出が必要となります。

b. 書類の具体例

提出が必要な書類は、地域団体商標登録出願の商標中の地域の名称と商標の使用をしている商品(役務)との密接な関連性を示す新聞、雑誌、書籍などの記事、パンフレット、カタログ、広告又は商品(役務)に関する商標の使用規則等の書類です(商標法施行規則第2条様式第3の2備考3)。

注)この規則は改正作業中であり内容に変更があり得ます。

地域の名称が商品の産地である場合の書類

地域団体商標「奥多摩漆器」中の「奥多摩」が地域の名称(商品の産地)として認められるためには、東京都奥多摩町で生産される商品「漆塗りの膳・椀」について、「奥多摩漆器」の商標を使用している事実が明らかに記載されている新聞、雑誌、書籍の記事等を提出する必要があります。

地域の名称が役務の提供の場所である場合

地域団体商標「奥多摩染」中の「奥多摩」が地域の名称(役務の提供の場所)として認められるためには、東京都奥多摩町で加工処理をしている役務「布地の染色」について、「奥多摩染」の商標を使用している事実が明らかに記載されている新聞、雑誌、書籍の記事等を提出する必要があります。

地域の名称が商品の主要な原材料の産地である場合

地域団体商標「奥多摩灯ろう」中の「奥多摩」が地域の名称(商品の主要な原材料の産地)として認められるためには、灯ろうの材料として

名声の高い東京都奥多摩町から切りだした石材を材料として製造されている商品「灯ろう」について、「奥多摩灯ろう」の商標を使用している事実が明らかに記載されている新聞、雑誌、書籍の記事等を提出する必要があります。

地域の名称が商品の製法の由来地である場合

地域団体商標「奥多摩織」中の「奥多摩」が地域の名称（商品の製法の由来地）として認められるためには、東京都奥多摩町で発祥した織物の技法に由来して製造された商品「織物」について、「奥多摩織」の商標を使用している事実が明らかに記載されている新聞、雑誌、書籍の記事等を提出する必要があります。

なお、商品（役務）の密接な関連性は、 から までの関連性に限られるものではありません。

c . [審査基準]

第7 第7条の2（地域団体商標） 三、第7条の2第2項（抜粋）

5 . (1) 出願に係る商標が、本項に規定する「地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書類」により、例えば、次のような事実が確認できたときは、本項にいう「地域の名称」として取り扱うものとする。

地域の名称が当該商品の産地である場合

- a . 出願人又はその構成員が当該商品その地域において生産していること
- b . 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品について使用していること

地域の名称が当該役務の提供の場所である場合

- a . 出願人又はその構成員が当該役務その地域において提供していること
- b . 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該役務について使用していること

地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地である場合

- a . 当該商品が、例えば、商品を生産するために不可欠な原材料や商品全体の大半を占める原材料であるなど、主要な原材料の産地が着目され取引されている商品であること

b . 出願人又はその構成員がその地域において生産された
その主要な原材料を用いた当該商品を生産していること

c . 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品に
ついて使用していること

地域の名称が当該商品の製法の由来地である場合

a . 出願人又はその構成員がその地域に由来する製法で当該
商品を生産していること

b . 出願人又はその構成員が出願に係る商標を当該商品に
ついて使用していること

(2) 上記(1)の事実は、例えば、次のような証拠方法によるもの
とする。

新聞、雑誌、書籍等の記事

公的機関等の証明書

パンフレット、カタログ、内部規則

納入伝票、注文伝票等の各種伝票類

2. その他の登録要件の審査

2.(1) 商標全体として商品（役務）の普通名称又は慣用商標でないこと（第3条第1項第1号、同項第2号）

ポイント1：商標全体として

2.(1) ポイント1：商標全体として

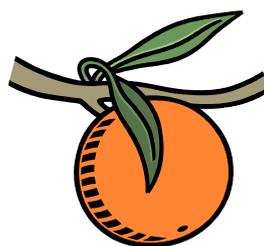
a. 地域団体商標登録出願であっても、商標全体として指定商品（役務）の普通名称又は慣用商標である場合は、商標登録を受けることができません（第3条第1項第1号、同項第2号）。

これらは、何人も使用できるようにしておく必要性が特に高く、地域団体商標として出願された場合であっても登録を認めるべきではないからです。

b. 全国各地において同一名称で栽培、生産されているような商品及び全国各地で同一名称でサービスが提供されるような役務は、全体で商品（役務）の普通名称と考えられます。

例えば、商品「さつまいも」について「さつまいも」、商品「いよかん」について「伊予柑」、商品「いせえび」について「伊勢海老」です。

したがって、指定商品「鹿児島県産のさつまいも」について商標「さつまいも」を地域団体商標登録出願しても、これは地域の名称（旧国名）「さつま（薩摩）」と商品の普通名称「いも」からなるものとは認められません。「伊予柑」、「伊勢海老」についても同様に考えられます。



2.(2) 他人の登録商標と同一又は類似の商標でないこと(第4条第1項第11号)

ポイント1：登録された地域団体商標の特定

ポイント2：他人の先願

ポイント3：他人の後願

2.(2) ポイント1：登録された地域団体商標の特定

a. 登録された地域団体商標は、その構成の全体を不可分一体のものとして、同一又は類似の判断をします。

b. [審査基準]

第3 第4条第1項及び第3項 九、第4条第1項第11号(先願に係る他人の登録商標)(抜粋)

8.(1) 地域団体商標として登録された商標については、使用をされた結果商標全体の構成が不可分一体のものとして需要者の間に広く認識されている事情を考慮し、商標の類否判断においても、商標全体の構成を不可分一体のものとして判断することとする。

2.(2)ポイント2：他人の先願

a．地域団体商標の商標登録出願より先に出願された商標で、その地域団体商標と同一又は類似の文字と識別力のある図形又は文字との組み合わせで登録された商標が存在する場合、原則として、先願の登録商標はその図形等の部分が商標の要部であり、地域団体商標とは類似しないと判断されることから、後願である地域団体商標の商標登録出願は拒絶されません。

例外として、先願に係る登録商標が文字部分だけで周知となっており、権利者の出所を表示するものと認められる場合には、後願の地域団体商標と類似するとして、地域団体商標の商標登録出願が拒絶される場合もあります。

b．具体例



先 願

後 願



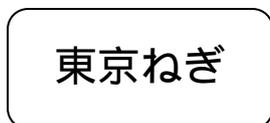
他人の先願登録商標
指定商品「東京産の茶」

後願地域団体商標
指定商品「東京産の茶」

この場合には、後願の地域団体商標は、第4条第1項第11号で拒絶されません。

先 願

後 願



他人の先願登録商標
(第3条第2項適用)
指定商品「東京産のねぎ」

後願地域団体商標
指定商品「東京産の
ねぎ」

この場合には、後願の地域団体商標は、第4条第1項第11号で拒絶されます。

2.(2)ポイント3：他人の後願

a. 地域団体商標の商標登録出願より後に出願された商標で、その地域団体商標と同一又は類似の文字を含む商標については、地域団体商標が需要者の間で周知となっているとして登録された商標であることから、需要者は後願の商標の文字部分に着目して記憶し取引に当たることが少なくないものと考えられるため、原則として、後願の商標は登録地域団体商標と同一又は類似するものとして登録を受けることができません。

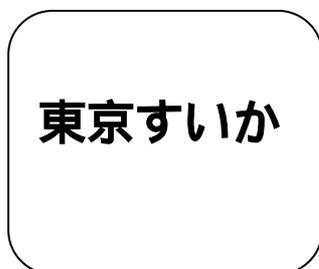
b. [審査基準]

第3 第4条第1項及び第3項 九、第4条第1項第11号(先願に係る他人の登録商標)(抜粋)

8.(2) 地域団体商標として登録された商標と同一又は類似の文字部分を含む後願の他人の商標は、(1)で述べた地域団体商標の事情を考慮し、原則として、地域団体商標として登録された商標と類似するものとする。

c. 具体例

先 願



登録地域団体商標
指定商品「東京産のすいか」

後 願



他人の後願商標
指定商品「東京産のすいか」

この場合には、後願の商標は、第4条第1項第11号で拒絶されます。

先 願



登録地域団体商標
指定商品「東京産のすいか」

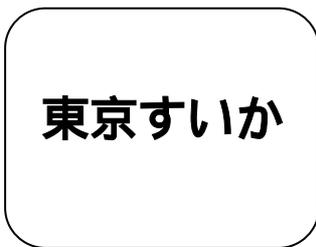
後 願



他人の後願商標
指定商品「東京産のすいか」

この場合には、後願の商標は、第4条第1項第11号で拒絶されます。

先 願



登録地域団体商標
指定商品「東京産のすいか」

後 願



他人の後願商標
指定商品「東京産のすいか」

この場合には、後願の商標は、第4条第1項第11号で拒絶されます。

先 願



登録地域団体商標
指定商品「東京産のすいか」

後 願



他人の後願地域団体商標
指定商品「東京産のメロン」

この場合には、後願の地域団体商標は、第4条第1項第11号で拒絶されません。

2.(3) 商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがある商標でないこと(第4条第1項第16号)

ポイント1：地域の名称との関係

ポイント2：普通名称・慣用名称との関係

2.(3) ポイント1：地域の名称との関係

a. 地域団体商標は、その構成上、需要者をして、「その地において生産される商品」であるとか「その場所において提供される役務」等の認識を生じさせやすいものです。

そうすると、地域団体商標の指定商品(役務)につき何らの地域的な限定がない場合には、需要者の認識と指定商品(役務)との間に食い違いを生じ、商品の品質や役務の質の誤認を生じさせるおそれがあります。

また、地域団体商標については、地域ブランドの保護という制度趣旨に照らして考えると、商標中の地域の名称と商標が出願前から使用されていた商品(役務)との密接な関連性が固有の登録要件とされ、商標が地域の名称と密接な関連性を有する商品(役務)に使用された結果、当該商品(役務)を表示するものとして需要者の間で周知となっている場合に登録が認められるものです。

こうしたことから、地域団体商標の指定商品(役務)については、例えば、商品の産地であれば「(地域の名称)産の(商品の名称)」、役務の提供地であれば、「(地域の名称)における(役務の名称)」のように地域的な限定を付す必要があります。

地域的な限定は、地域団体商標登録出願に係る商標を使用していた商品(役務)と密接な関連性を有する地域の名称(1.(5)ポイント1(26ページ)参照)により判断されます。

b.[審査基準]

第3 第4条第1項及び第3項 十四、第4条第1項第16号(商品の品質又は役務の質の誤認)(抜粋)

6. 地域団体商標は、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。

ただし、指定商品又は指定役務が、例えば、次のように商品の品質又

は役務の質の誤認を生じさせることなく適正に表示されている場合は、この限りでないものとする。

地域の名称が当該商品の産地であれば、「（地域の名称）産の（商品名）」とする

地域の名称が当該役務の提供の場所であれば、「（地域の名称）における（役務名）」とする

地域の名称が当該商品の主要な原材料の産地であれば、「（地域の名称）産の（原材料名）を主要な原材料とする（商品名）」とする

地域の名称が当該商品の製法の由来地であれば、「（地域の名称）に由来する製法により生産された（商品名）」とする

c . 具体例

地域の名称が商品の産地の例

地域団体商標「東京千代田こんにやく」で、使用をしている商品が東京都千代田区で製造されている「こんにやく」の場合は、指定商品を「東京都千代田区産のこんにやく」とすれば、第4条第1項第16号で拒絶されません。

地域の名称が役務の提供地の例

地域団体商標「東京温泉」で、提供している役務が東京都内で提供されている「温泉浴場施設の提供」の場合は、指定役務を「東京都内における温泉浴場施設の提供」とすれば、第4条第1項第16号で拒絶されません。

地域の名称が商品の主要な原材料の産地の例

地域団体商標「奥多摩瓦」で、使用をしている商品が奥多摩産の粘土を主要な原材料としている「瓦」の場合は、「奥多摩町産の粘土を主要な原材料とする瓦」とすれば、第4条第1項第16号で拒絶されません。



地域の名称が商品の製法の由来地の例

地域団体商標が「多摩紬」で、使用をしている商品が多摩地域に由

来する製法で製造された「絨織物」の場合は、指定商品を「東京都の多摩地域に由来する製法により生産された絨織物」とすれば、第4条第1項第16号で拒絶されません。



2.(3) ポイント2：普通名称・慣用名称との関係

a. 地域団体商標中の普通名称又は慣用名称との指定商品（役務）との関係
通常商標登録出願と同様に商品（役務）の品質（質）の誤認を生ずるおそれがある場合には、第4条第1項第16号で拒絶されます。

b. [審査基準]

第3 第4条第1項及び第3項 十四、第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）（抜粋）

1. 「商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれ」とは、その品質又は質がその商品又は役務に現実に存在すると否とを問わず、その商品が有する品質又は役務が有する質として需要者において誤認される可能性がある場合をいう。

c. 具体例

地域団体商標が「東京ミカン」で、指定商品「東京都八王子市で生産された果実」の場合

この場合には商標中の「ミカン」の文字部分から、商品が「みかん」以外の「果実」の場合に「みかん」であるとの商品の品質の誤認を生ずるおそれがありますから、指定商品を「東京都八王子市で生産されたみかん」とすれば、第4条第1項第16号で拒絶されません。



地域団体商標が「上野まんじゅう」で、指定商品「東京都台東区で製造された菓子」の場合

この場合には商標中の「まんじゅう」の文字部分から、商品が「まんじゅう」以外の「菓子」の場合に「まんじゅう」であるとの商品の品質の誤認を生ずるおそれがありますから、指定商品を「東京都台東区で製造されたまんじゅう」とすれば、第4条第1項第16号で拒絶されません。

地域団体商標が「千代田温泉」で、指定役務「宿泊施設の提供」の場合

この場合には商標中の「温泉」の文字部分から、役務が「温泉浴場施設を有する宿泊施設の提供」以外の「宿泊施設の提供」の場合に「温

泉浴場施設を有する宿泊施設の提供」であるとの役務の質の誤認を生ずるおそれがありますから、指定役務を「東京都千代田区における温泉浴場施設を有する宿泊施設の提供」とすれば、第4条第1項第16号で拒絶されません。



2.(4) 他人の周知商標と同一又は類似の商標でないこと(第4条第1項第10号)

ポイント1: 他人の周知商標が存在する場合

ポイント2: 同一地域で同一商標を使用する複数団体が存在する場合

2.(4) ポイント1: 他人の周知商標が存在する場合

a. 地域団体商標であっても、他人の周知商標が存在する場合には、商標登録を受けることができません(第4条第1項第10号)。

b. [参考条文]

第4条第1項第10号

他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であって、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

c. 具体例

商標登録はされていないものの、甲が商品「だいこん」について使用する商標として周知となっている「東京だいこん」が存在する場合には、乙団体が地域団体商標「東京大根」を指定商品「東京産のだいこん」について出願しても、第4条第1項第10号で拒絶されます。

2.(4) ポイント2：同一地域で同一商標を使用する複数団体が存在する場合

a. 同一地域において、複数の団体が同一の商標を使用しており、複数の団体の商標がいずれも周知となっている場合には、需要者に出所の混同をもたらすおそれがあるため、第4条第1項第10号の規定により、地域団体商標の登録を受けることはできません。

なお、こうした場合であっても、同一の商標を使用している複数団体がまとまって共同出願をし、地域団体商標の登録要件を全体として満たすと判断される場合は、登録が認められます。

b. 具体例

東京都下で甲農業協同組合、乙農業協同組合、丙農業協同組合という複数の団体が商標「東京くり」を商品「くり」について使用した結果、その複数の団体の商標としてそれぞれ周知となっている場合に、そのうちの一農業協同組合が地域団体商標に係る商標登録出願をしても、他の農業協同組合の商標の存在により第4条第1項第10号が適用され、登録を受けることができません。

この場合には、甲、乙及び丙の各農業協同組合が共同で地域団体商標登録出願をすることにより地域団体商標「東京くり」を指定商品「東京産のくり」について登録を受けることができます。



2.(5) 種苗法の品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標でないこと(第4条第1項第14号)

ポイント1：種苗法の品種登録の存在

2.(5) ポイント1：種苗法の品種登録の存在

a. 種苗法で品種登録されている品種の名称と同一又は類似の地域団体商標は、品種登録されている品種の種苗又はこれに類似する商品(役務)について、登録を受けることができません(第4条第1項第14号)。

この場合、種苗法上の育成者権者と地域団体商標の登録出願の出願人が同一であっても登録を受けることはできません。

b.[参考条文]

第4条第1項第14号

種苗法(平成10年法律第83号)第18条第1項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

2.(6) 他人の業務と出所の混同を生ずるおそれがある商標でないこと
(第4条第1項第15号)

ポイント1：出所の混同を生ずるおそれがある商標

ポイント2：地域団体商標を商標の構成中に含む場合

2.(6) ポイント1：出所の混同を生ずるおそれがある商標

a. 地域団体商標がその商標登録出願人以外の者の出所標識と需要者が混同を生ずるおそれがあるときは、登録を受けることができません(第4条第1項第15号)。

b. [参考条文]

第4条第1項第15号

他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標(第10号から前号までに掲げるものを除く。)

2.(6) ポイント2：地域団体商標を商標の構成中に含む場合

a. 登録された地域団体商標が、その指定商品（役務）と類似しない商品（役務）についても、出所の混同を生ずるおそれがあるほどの実情があれば、後願の商標中に品質表示（例えば、原材料表示）として当該地域団体商標が表示されている場合も第4条第1項第15号が適用されます。

b. 具体例

登録された地域団体商標が「東京りんご」で、指定商品が「東京都産のりんご」のとき、この「東京りんご」の商標が広く知られるに至った結果、第三者がその商標を商品「りんごジュース」に使用すると、地域団体商標権者、その構成員又は地域団体商標権者と経済的又は組織的に何らかの関係がある者の業務に係る商品であると需要者が出所を誤認する実情がある場合

後願の商標登録願

<p>【書類名】商標登録願 【商標登録を受けようとする商標】</p> <p>ぱてまる東京りんご</p> <p>【指定商品】りんごジュース</p>

上のような後願商標「ぱてまる東京りんご」は、その商標中に広く知られた地域団体商標「東京りんご」を含むために、商品の出所の混同を生じ、第4条第1項第15号で拒絶されます。

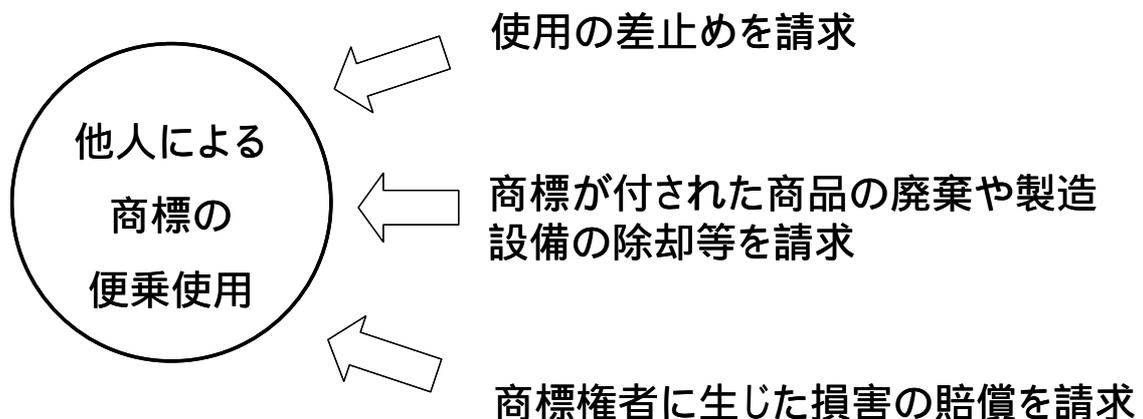
第3部 商標登録の効果及び商標権の効力

1. 商標登録の効果

- (1) 地域団体商標の商標登録出願が登録要件を満たし、商標登録をすべき旨の査定がされた後、納付すべき登録料の納付があった場合には、商標権の設定の登録がされます(第18条)。
- (2) 商標権の存続期間は設定の登録の日から10年をもって終了しますが、商標権者の更新登録の申請により更新することができます(第19条)。
- (3) 商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有します(第25条)。したがって、他人が指定商品又は指定役務について登録商標を使用する行為は商標権の侵害になります。
- (4) 他人が、指定商品(指定役務)又は指定商品(指定役務)に類似する商品(役務)について、登録商標又は登録商標に類似する商標を使用する行為は、商標権の侵害とみなされます(第37条)。
- (5) 商標権者は、商標権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対して、
 - a. 侵害の停止又は予防の請求(第36条)
 - b. 商標が付された商品の廃棄、製造設備の除却等の請求(第36条)
 - c. 損害賠償請求(民法第709条)を行うことができます。

商標登録の効果

商標権者は、他人による商標の便乗使用を自ら排除できる



2. 商標権の効力

(1) 第三者の使用について

商標法は、他人の商標登録出願前から使用されていた同一又は類似の商標については、未登録であっても、周知となっていることを条件として、継続して使用することができる権利を認めています（先使用权）（第32条）。

地域団体商標については、従前から商標を使用している第三者の利益を害することのないよう、地域団体商標の商標登録出願前から不正競争の目的なく継続して使用をしている商標については、周知性を条件とすることなく、引き続き使用する権利を認めます（第32条の2第1項）。

また、商品（役務）の出所の混同防止のため、地域団体商標の商標権者は、先使用者に対して混同防止のための適当な表示を付すことを請求することができます（第32条の2第2項）。

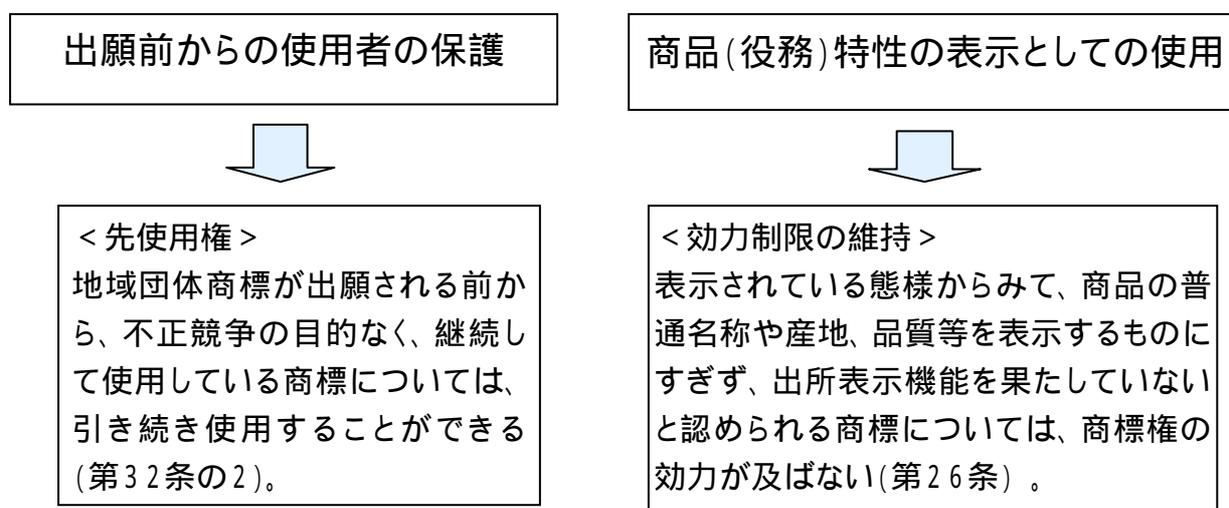
(2) 商標権の効力が及ばない範囲

地域団体商標に係る商標権についても、商標権の効力が及ばない範囲を規定する第26条の規定がそのまま適用されます。

このため、第三者が地域団体商標に係る登録商標と同一又は類似の商標を使用しても、その商標の表示態様からみて、商品（役務）の普通名称、産地、提供の場所、品質等の内容を表示するものにすぎず、商品の出所を示す商標として機能していないと認められるときには、商標権の効力が及ばず、商標権侵害とはなりません。

商標権の効力

< 正当な第三者の使用の保護 >



3. 移転、使用権

(1) 商標権の移転・使用権の設定について(第24条の2、第30条、第31条)

地域団体商標固有の登録要件を設けた趣旨を損なわないよう、移転・使用権の設定につき、一定の制限を設けています。

- a. 地域団体商標に係る商標権の譲渡はできません。しかし、合併等の一般承継は可能です。(注1)
- b. 地域団体商標に係る商標権については、通常使用権の設定は可能ですが、専用使用権の設定はできません。(注2)

通常使用権とは、商標権者から許諾を受けた場合に他人が登録商標を使用できる権利です(第31条)。

通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をすることができます(第31条第2項)。

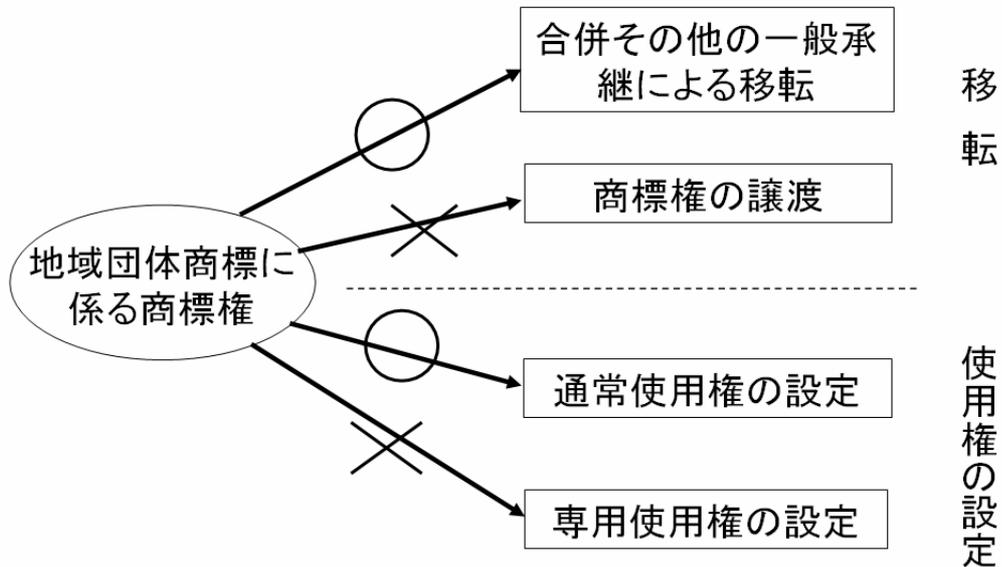
登録は効力発生の要件ではありませんが、登録することも可能です。

専用使用権とは、商標権者から許諾を受けた場合に他人が独占的に登録商標を使用できる権利です(第30条)。

専用使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をすることができる権利を専有しますので(第30条第2項)商標権者はその範囲では登録商標を使用することができなくなります。

登録が効力発生の要件となります。専用使用権者は、他人の侵害行為に対して、自ら、差止請求や損害賠償請求を行うことができます。

商標権の移転・使用権の設定



(注1) 商標権は、自由に譲渡し得るのが原則ですが、地域団体商標に係る商標権について登録後の商標権の自由な譲渡を認めた場合には、主体要件を定めた趣旨を没却することになり適切でないことから、一般承継の場合を除き移転は認められていません。

(注2) 地域団体商標について専用使用権を設定できるとすると、設定された範囲においては構成員の使用も制限され、地域における商品の生産者等の使用を確保しようとした趣旨が没却されてしまうおそれがあること、また、商標権の全部についても専用使用権を設定できるとした場合には、譲渡を認めたのと同じ効果を生じることとなり、譲渡を認めた場合と同様に主体要件を設けた趣旨を没却するという問題があることから、地域団体商標に係る商標権については、専用使用権の設定は認められていません。

なお、地域団体商標に係る商標権について通常使用権を設定することは認められます。これは、地域団体商標に係る商標権について通常使用権を設定することを認めても、構成員は、そのまま使用を継続することができ、地域団体商標に係る商標について独占を認めた根拠が失われるものではなく、また、現実にも、商品の生産を行う事業者により構成される団体が、当該商品の販売等を団体構成員以外の者に扱わせるようなケースにおいて、当該団体商標を商品の販売等をする者に使用させることも想定されることから通常使用権の設定を認める必要性が高いと判断されるためです。

4 . 異議申立て・無効審判・取消審判

(1) 異議申立て・無効審判について (第 4 3 条の 2、第 4 6 条)

地域団体商標の商標登録が登録要件である第 7 条の 2、第 3 条第 1 項 1 号及び同項 2 号、第 4 条第 1 項等の登録要件に違反する場合は、登録異議の申立事由及び無効審判の請求事由となります。また、当該商標が事後的に周知性を失っている場合及び地域団体商標に係る商標権者が主体要件を満たさなくなった場合等も、無効審判の請求事由になります。

a . 登録異議の申立て (第 4 3 条の 2 第 1 号)

第 3 条第 1 項第 1 号・第 2 号、第 4 条第 1 項等及び第 7 条の 2 第 1 項により、審査で拒絶されるべきものが誤って商標登録を受けた場合

b . 無効審判 (第 4 6 条第 1 項第 1 号)

第 3 条第 1 項第 1 号・第 2 号、第 4 条第 1 項等及び第 7 条の 2 第 1 項により、審査で拒絶されるべきものが誤って商標登録を受けた場合

c . 事後的な無効審判 (第 4 6 条第 1 項第 6 号)

地域団体商標に係る登録商標が周知性を失った場合

商標権者が組織変更等により主体要件を満たさなくなった場合

第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる商標に該当しなくなった場合

(2) 無効審判の除斥期間について (第 4 7 条)

地域団体商標の商標登録要件 (第 7 条の 2 第 1 項) を満たしていなかった場合については、無効審判の除斥期間 (登録から 5 年) の対象となりません。

ただし、周知性要件を満たしていなかったことを理由とする無効審判の請求については、商標登録から 5 年を経過し、かつ、請求当時においては周知性を獲得するに至っている場合には、請求することができません。

(3) 取消審判について (第 5 0 条、第 5 1 条、第 5 3 条)

不使用による場合 (第 5 0 条)

商標権者の出所の混同・品質誤認行為に基づく場合 (第 5 1 条)

通常使用権者及び構成員の出所の混同・品質誤認行為に基づく場合
(第 5 3 条)

異議申立て・無効審判・取消審判

